

医心 伝心

学校運動器検診がはじまります

県医師会副会長 村上美也子

平成24年4月の学校保健安全法施行規則改正に伴い、いよいよ平成28年度から学校運動器検診が行われることとなりました。文部科学省から発表された「児童生徒等の健康診断マニュアル」では大まかには以下のような手順で行うこととなっています。①家庭での観察：前屈姿勢をした時に肩甲骨の高さに左右差はないか、片足立ち、しゃがみこみができるか、万歳ができるか、痛みはないか等、側弯や四肢の状況を確認するための項目ならびにスポーツ歴を記載した保健調査票を学校に提出する。②学校での観察：提出された保健調査票の整形外科のチェックがある項目を確認し、これに加え学校での日常の健康観察を行う。可能であれば養護教諭は体育やクラブ活動担当者と連携し情報を整理する。③運動器検診：家庭での保健調査票、学校での日常の健康観察等の整理された情報を、学校医に提供する。その情報を参考に、学校医は側弯症の検査を行う。四肢の状態等については、必要に応じてマニュアルの留意事項を参考に検査を行う。④学校医が必要と認めた児童生徒等については整形外科専門医への受診を勧める。（詳細はホームページ：学校保健ポータルサイト－児童生徒等の健康診断マニュアルをご覧ください）

運動器検診は整形外科医が入室時の歩行状態を含め四肢の観察を行ない、さらに着衣のない状態での側弯健診を行うことが理想です。しかし、運動器検診は限られた学校健診の時間内で整形外科ではない学校医が行うものです。そのため実施の仕方や二次検診への進め方について、整形外科医、

小児科医、県教育委員会から構成されるワーキンググループでの話し合いを重ねました。まず文部科学省のマニュアルをもとに、学校医は立位、前屈姿勢での側弯検診を中心に行うこととしました。診察時の下着は水着のようにぴったりフィットする露出部分の多い下着（キャミソール）だけは着用可としました。個別に裸で診察するには大変な準備と時間を要しますが、下着着用可であれば順に並んで、前の人が行う検診状況を見ながらスムーズに行うことができると考えました。また、四肢については、痛みや可動域制限のあるお子さんには二次検診として整形外科受診を勧めることを原則としました。検診のスムーズな実施には養護教諭の理解や協力も欠かせませんので、富山県医師会の道振理事が県内全ての地区での養護教諭向けの講演を行い周知に努めています。

12月に県医師会で学校医対象の側弯検診についての講習会を行い、富山県版運動器検診マニュアルをお示しました。運動器検診の重要性は理解できるものの、その難しさが一層明らかとなり、学校医の先生方から疑問や不安の声が多数聞かれました。今後それぞれの現場で生じたさまざまな不都合やご意見はぜひ県医師会にお寄せください。県内での検診を良くするために真摯に検討するとともに、日本医師会を通じて文部科学省へもお伝えし、運動器検診が真に子どもたちのためになるよう取り組んでいきたいと考えております。学校医の先生方、そして二次検診で子どもたちを診察される整形外科の先生方、子どもたちのためにどうぞよろしくお願い申し上げます。